

## 【循環経済関連資料 翻訳18】

## 環境友好型社会を建設するために解決すべき7つの法律問題

2005年11月11日 チャイナネット (china.net)

中国社会科学院法学研究所の常紀文教授へのインタビュー

中国共産党中央委員会第十六期第五回総会には、環境友好型社会の建設をわが国の国民経済と社会発展の中長期計画の1つの戦略的任務と確定し、我々の未来のために人と環境の良好な関係、人と自然の調和が取れた発展という素晴らしい遠景を描き出した。環境友好型社会を建設するには法律面においてどのような問題に直面するのか？ これについて中国社会科学院の法学研究所の常紀文教授は記者のインタビューを受けた。

常教授は「環境友好型社会とは社会全体が環境保全に有利な生産方式、生活方式、消費方式を採用し、人と環境の良好な関係を築くことである。環境友好型とは、様々な活動は環境負荷を超えないことを基礎とし、自然法則を遵守することを準則とし、グリーン科学技術を原動力とし、環境文化と生態文明を唱え、あらゆる措置を講じて生態環境を保全・維持することである。環境法学の角度から見ると、環境友好型社会を建設するには、多くの具体的な環境保全法律制度の力を借りなければならない。既存の立法体系を完全なものとするほか、既存の法制度を革新しなければならない、これは系統的なプロジェクトである。」と指摘している。

常教授はこう指摘している。長い間、環境友好型社会の建設を保障するために、政府は立法面において多大な努力を重ねてきて、顕著な成果を挙げた。わが国における環境友好型社会の建設に良い基礎を築いたが、環境友好型社会の建設の要求と比べ、まだ大きな格差がある。したがって、現在わが国における環境立法を再度審査・検討する必要がある。現行の環境立法は環境友好型社会を建設する面において多くの欠陥と不足が存在する。環境立法の法体系から見ると、統一的な環境基本法がなく、「環境保護法」の多くの内容は時代の発展要求に適合していない、循環経済を促進するための法律と技術規範はまだ初級的なレベルにあり、生態の総合的対策分野の専門立法がない。立法の

本位から見ると、義務本位と純粋な権利本位は社会の公益に適合した権利本位に地位を譲らなくてはならない。しかし、わが国の現存の環境法律制度ではこの要求を実現できない。よって、市場主体、社会团体と市民個人が環境友好型社会の建設に参加する主动性が損なわれてしまう。立法の具体的内容から見ると、現行の大多数の環境法律制度は新しい時期で生じた問題に対し、正確な法律解決メカニズムを提供できず、市場運営、環境私益の保護、公衆の民主参加などの面において、制度の建設は非常に遅れている。立法の機能発揮から見ると、総合性の法律調整メカニズムが不足し、環境問題の総合性、関連性、地域性、持続性などの問題を全面的に、十分に解決しがたい。そして、社会、経済と環境保全が互いに浸透しあう総合的な問題を解決しがたい。

常教授はこう指摘している。環境友好型社会の建設にはそれに相応しい法体系、政策支援体系、体制及び技術革新体系と奨励拘束メカニズムが必要となる。これは長期にわたる仕事であり、現在、主に以下のような7つの重要な法律問題を解決すべきである：

1. 社会全体の環境意識、環境倫理価値と環境文化の育成問題。実践の結果に証明されたように、社会全体における環境意識と環境文化を育成することは環境保全にとって非常に重要である。しかし、わが国の環境教育が「子どもから教育する」を提唱し、そして、「全国環境保護宣伝教育行動綱要」などの環境教育ファイルを発布したとはいえ、これらのファイルは既存の環境法律・法規の明確な支援を得られないため、強制力が弱い。今後環境教育と環境文化意識の育成の全面性、系統性、実践性と持続性を強化し、環境友好型社会の倫理・価値観念の建設を提唱することが必要である。

2. 環境情報権を十分に保障する問題。情報が不十分だと環境保全市場の育成の不完全化を招いてしまい、環境保全分野における公衆参加権利と監督権利の実現を難しくさせる。環境情報権の保障はロシア、ド

イ、日本などの国においては、環境法律・法規の中で十分に重視されている。わが国においてはこの分野での立法は深刻に不足しており、今後一定期間の間に、政府と民間の仲介機構による情報収集、コミュニケーションなどの面での橋渡しの役割を發揮し、企業の環境情報報告制度、申請登録、環境ラベルと標識制度及び公衆による環境情報の入手と検索制度を築き上げ、公衆の環境権を十分に保障する必要がある。

3. 市場主体と公衆の民主的、秩序的な参加問題。市場主体は国家の建設者であり、そのため、彼らの環境権利を保障、制限、剥奪するとき、彼らの環境参加権利を十分に保障すべきである。しかしわが国では、公衆参加は主に環境影響評価の面で現れ、環境分野への公衆参加の領域はその他の私法主体の市場行為を監督すること、政府の行政行為を監督すること、公益性の環境保全活動に参加すること、環境保全社会団体を組織・参加すること、立法と政策の制定に参加することなどが含まれるので、わが国における環境保全の公衆参加制度の確信と完全化はまだ道が遠い。

4. 環境所有権と環境保全公共物の欠陥問題。環境悪化の趨勢を逆転させるために、環境所有権を明確化させ、環境価値計算システムと公共環境の所有権を管制する制度を完全化させる必要がある。しかし、わが国における市場に依拠した天然資源所有権、天然資源を基礎にした環境容量所有権制度、そして、環境美感と快適性環境機能の所有権制度はまだ不完全であり、主体が多面的で、客体が多様である環境所有権制度を構築すべきであり、最大限に環境経済の役割と生態

効用を發揮させる。

5. 環境保全に関する市場参入許可と政策支援問題。わが国では環境保全及び関連する市場参入許可条件は主に技術的条件であり、エネルギー消費が高く、汚染が大きい遅れた技術、工程と設備を強制的に淘汰する制度を設立すべきである。国は環境友好型行為を促進するための外面的原動力と内面的利益メカニズムの建設を加速させ、資源性の製品の価格の市場化改革プロセスを革新し、資源開発と生態補償メカニズムを建立・完全化させるべきである。

6. 不適切な政府の関与問題或いは政府関与の無効問題。適当な政府関与は市場の失敗による消極的な影響を解決でき、市場経済の健康的発展を促進する。不適切な政府の関与問題或いは政府関与の無効問題を解決するために、環境保全に有利な政策決定システムを構築・健全化しなければならない、指導幹部の環境保全業績の審査制度、グリーン国民経済計算制度、戦略的環境影響評価制度と公衆参加制度を建立・完全化させる。

7. 環境友好型行為の技術支援と技術転換問題。現在わが国の循環経済などの環境友好型活動が依存する先進的な生産技術と重要な連結技術はまだ経済発展と環境保護の需要に適合できていない。一部の技術はまだ実践の中で有効に転換・応用されていない。成熟した環境友好型新技術に対し、国は組織、誘導、支援などの手段を通じ、これらの技術の広範的な応用を奨励すべきである。